

第 29 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 16 日（金）午後 1 時 30 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 16 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
		11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 1 名

10	向井 良治
----	-------

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 47 号	農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第 3	議案第 48 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 4	議案第 49 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 2 時 00 分

8. 会議の概要

議長	<p>第 29 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、11 番・ 富倉 浩之 委員、12 番・金曾 浩文 委員を指名いたします。</p> <p>日程第 1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、11 月 29 日開催の第 28 回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1 の会議関係では、令和 4 年 定例第 4 回町議会が 12 月 6 日から 9 日まで開催され、会長と局長が出席しております。</p> <p>14 日、第 3 班 牧田 班長以下委員 4 名と穀内会長において、 地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。</p> <p>次に 2 番「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は 1 件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、2 法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、正式に報告書の提出を受けていない状況となっております。 今後も対象となる法人に報告書の提出を促して参ります。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
瀬尾局長	<p>日程第 2、議案第 47 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号 1 番から 2 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 47 号「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p>

	<p>農地法第 18 条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の 6 か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約 2 件の通知がございました。</p> <p>つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番、所在及び地番につきましては、字 の 他筆、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。</p> <p>面積は、 m²、貸付人は、 、借受人は、 であります。解約申入日、解約成立日は、12月1日、土地引渡日、解約通知日は、12月16日であり、解約事由は、借主変更のためであります。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 47 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号 2 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

<p>豊吉主幹</p> <p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号 2 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号 2 番、所在及び地番につきましては、字 の 、登記簿・ 現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。</p> <p>面積は、 m²、貸付人は、 氏、借受人は、 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は 、12月1日であり、解約事由は、農地としての利用不可のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 47 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確 認について」申請番号 2 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 3、議案第 48 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について 」申請番号 1 番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
-----------------------	--

<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第 48 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、使用貸借による権利の設定の 1 件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>それでは、申請番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番、所在、地番につきましては、字 の 他 筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、 m²のうち m²であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 氏であり、経営移譲による使用貸借であります。本地区の担当委員は 委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号 1 番について、 地区担当委員、 委員から報告願います。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号 1 番につきまして、経営移譲による、使用貸借の案件です。</p> <p>借主は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p>

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 48 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」申請番号 1 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第 4、議案第 49 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 1 番から 7 番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

それでは、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。

今回ご審議頂きます申請は 7 件でございます。

内訳は、農地保有合理化事業の借受者変更が 3 件、更新の賃貸借が 4 件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

次に、議案第 49 号、申請番号 1 番から 3 番の審議にあたり、

委員

瀬尾局長

議長

<p data-bbox="124 383 260 416">豊吉主幹</p>	<p data-bbox="331 129 1485 230">は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p data-bbox="331 253 1497 353">それでは、申請番号 1 番から 3 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p data-bbox="331 376 1485 477">農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p data-bbox="363 499 1345 544">申請番号 1 番から 7 番につきましては、賃貸借の案件となります。</p> <p data-bbox="331 566 1497 667">申請番号 1、所在、地番につきましては、字 〇 の 他 〇 筆であります。</p> <p data-bbox="331 689 1497 969">登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、〇 ㎡であります。貸主は 〇、借主は 〇、経営面積は、〇 ㎡であり、当地における賃借料は、年額 〇 円、10a 当り 〇 円、期間は、令和 4 年 12 月 16 日から令和 7 年 8 月 31 日の 2 年 8 カ月であります。</p> <p data-bbox="331 1059 1497 1160">申請番号 2 番、所在、地番につきましては、字 〇 - 〇 他 〇 筆であります。</p> <p data-bbox="331 1182 1497 1462">登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、〇 ㎡であります。貸主は 〇、借主は 〇、経営面積は、〇 ㎡であり、当地における賃借料は、年額 〇 円、10a 当り 〇 円、期間は、令和 4 年 12 月 16 日から令和 6 年 12 月 19 日の 2 年であります。</p> <p data-bbox="331 1552 1497 1653">申請番号 3 番、所在、地番につきましては、字 〇 の 他 〇 筆であります。</p> <p data-bbox="331 1675 1497 1955">登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、〇 ㎡であります。貸主は、〇、借主は、〇、経営面積は、〇 ㎡であり、当地における賃借料は、年額 〇 円、10a 当り 〇 円、期間は、令和 4 年 12 月 16 日から令和 6 年 11 月 26 日の 1 年 11 カ月であります。</p> <p data-bbox="363 1977 746 2022">以上で説明を終わります。</p> <p data-bbox="363 2045 778 2089">内容の説明が終わりました。</p>
<p data-bbox="124 2067 196 2101">議長</p>	

申請番号 1 番から 3 番については、農地保有合理化事業による、借受者変更のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 49 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号 1 番から 3 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に申請番号 4 番から 7 番の内容について、事務局より説明を求めます

豊吉主幹

申請番号 4 番、所在、地番につきましては、字 の 他 筆
であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、 m^2 であります。貸主は、 氏、借主は、 、経営面積は、 m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円、10a 当り 円、期間は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日の 5 年であります。

申請番号 5 番、所在、地番につきましては、字 の の 他 筆
であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、 m^2 のうち、 m^2 であります。貸主は、 氏、借主は、 、経営面積は、 m^2 であり、当地における賃借料は、年額

円、10a 当り 円、期間は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日の 5 年であります。

申請番号 6 番、所在、地番につきましては、字 の の であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、 m^2 のうち、 m^2 であります。貸主は、 氏、借主は、 氏、経営面積は、 m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円、10a 当り 円、期間は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日の 5 年であります。

申請番号 7 番、所在、地番につきましては、字 の の であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、 m^2 のうち、 m^2 であります。貸主は、 氏、借主は、 氏、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円、10a 当り 円、期間は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日の 5 年であります。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号 4 番から 7 番までは、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 49 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号 4 番から 7 番の件を採決いたします。

議長

<p>瀬尾局長 議長</p>	<p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します。</p> <p>次回の総会につきましては、1月27日金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第29回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>
--------------------	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年12月16日

会 長

委員(11 番)

委員(12 番)